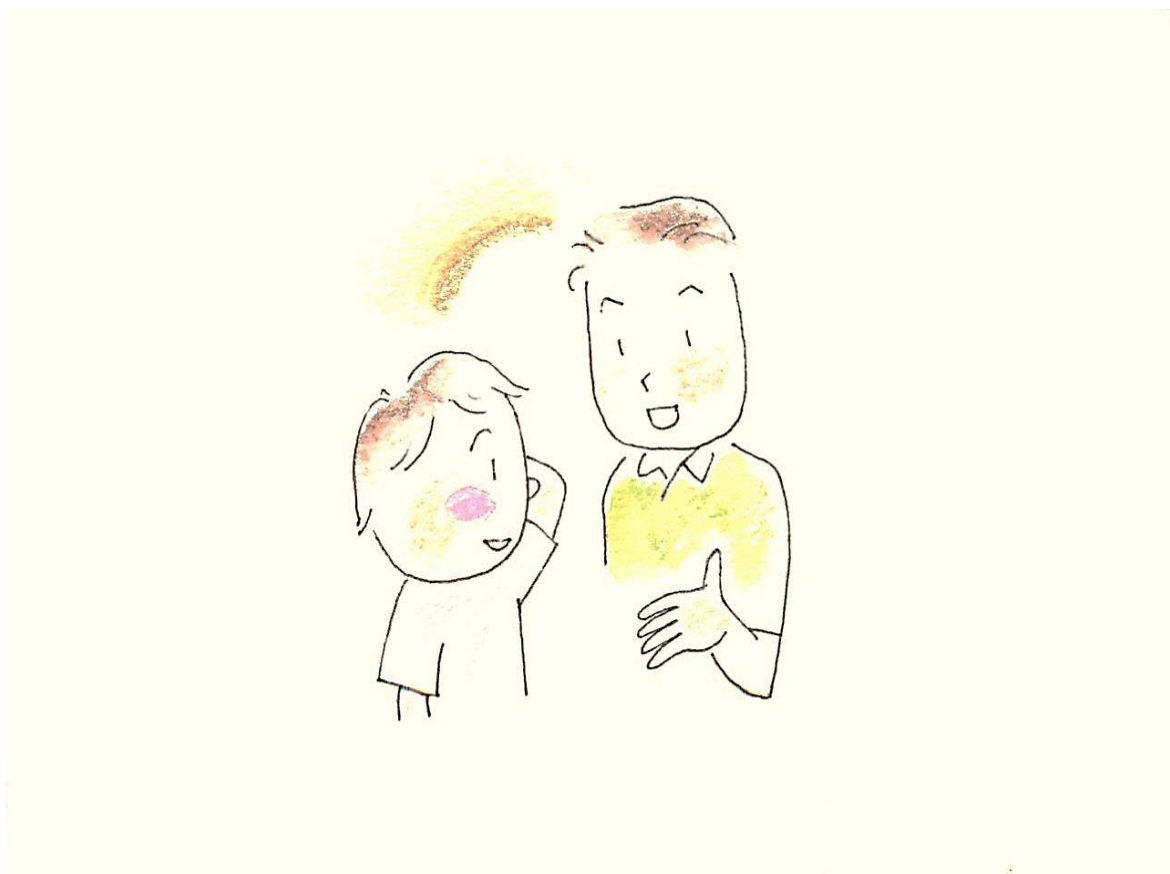


全ての子どもが笑顔になるために

—生徒理解と指導力の向上を目指して—



愛知県教育委員会

目 次

はじめに	2
------	---

第1部 児童生徒の効果的な生徒指導について

I 生徒理解	
(1) ほめ方叱り方	4
(2) 児童生徒との信頼関係づくり	6
II アンガーマネジメント（感情のコントロール）	
(1) 怒りの感情の察知	10
(2) 自分の「怒り（アンガー）」のレベルを知る	11
(3) 自分の怒りを察知したときの対処法	13
(4) ロールプレイによる怒りのコントロールの体験	14
III 研修シート	
(1) 児童生徒理解研修 （インシデント・プロセス法、ロールプレイ）	15
(2) 体罰事例研修	19

第2部 部活動における効果的な指導について

I 体罰の起因となる教職員の心理	
(1) こんな思いを抱いたことはありませんか	21
(2) 今一度、立ち止まって考えてみませんか	22
II 指導者の資質	
(1) コーチとして必要な資質	23
(2) 児童生徒とのコミュニケーション	24
III 研修資料	
(1) 部活動指導の目標設定	25
(2) 具体的事例	26

参考資料	31
------	----

参考文献	36
------	----

はじめに

平成24年度は、学校における体罰が社会問題となり、生徒指導の在り方や部活動の在り方が厳しく問われた年でもありました。

本県が実施した平成24年度体罰実態調査では、県立学校で58件の体罰事案が報告され、中には、児童生徒にけがを負わせた事例や繰り返し体罰が行われている事例などが明らかになりました。

その背景には、生徒を指導する際、体罰は即効性のある指導であり、指導の一貫として多少の体罰は許されるという考えがあったこと、部活動においては、児童生徒を発奮させたり気合を入れ直したりする場合は効果的な指導法だと考える風潮が根強くあったことなどが指摘されています。

また、なかなか指導に従わない児童生徒の態度に感情的になってしまったり、児童生徒に軽く見られているという思いから、我を忘れるほど激昂してしまったりするという、教職員のメンタル面での課題や指導方法に悩む先生方の姿も浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、調査結果及び背後にある問題を真摯に受け止め、児童生徒指導や部活動指導における指導の在り方について、先生方の参考になる資料を作成することとしました。

平成25年8月に研究会を立ち上げ、まず、本県の実態調査の分析、さまざまな場面や部活動における指導の現状、在り方について忌憚のない意見交換をしました。その上で、資料をどのようなものにするかを検討し、作成を進めてきました。

その中で、県教育委員会スクールカウンセラースーパーバイザーの方から、「人間は誰でも『怒り』の感情や『陰性感情（腹が立つ、顔も見たくない等）』はあり、そうした感情をもつことは悪いことではなく、むしろ当然である。大切なことは、先生自身がそうした感情を自覚し、避けないこと、目をそらさないことである。そして、先生自身があるがままの自分を受容できる人間になり、感情をコントロールしていくことが必要である。」という助言をもらいました。この言葉は、研究を進める上での基本的な認識となりました。

また、部活動においては、平成25年5月に文部科学省から、運動部指導のガイドラインが示され、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する」ことが記載されました。その後も、さまざまなスポーツ関係の有識者の方が、従来の運動部における誤った指導方法を反省し、新たな指導方法を提示して

います。これらの取組を先生方に分かりやすく還元することも、指導力の向上につながると考えました。

先生方は、キレない子どもたちにしたい、学校という集団の中で、児童生徒たちが、他者を認め、他者を受け入れ思いやる、そうした心を育みたい、と努力されています。生徒指導の中では、時として厳しく指導をしなければならない場面があります。しかし、そうした場面でも、教職員には、感情をコントロールして児童生徒を理解し、個に応じた指導をする技能が必要となってきます。

体罰は、学校教育法第11条で禁止されているとおり、決して許される行為ではありません。体罰という行為は、たとえ教職員と児童生徒の間に良好な人間関係ができていたとしても、体罰を受けた児童生徒の心を深く傷つけるものであり、暴力を肯定する考えにつながる危険性をもっています。

平成24年度の実態調査後、各学校には、体罰を行わない、見逃さない、容認しないという学校風土・学校文化をつくるという自浄努力が求められています。そうした風土や文化を実現するためには、まず、先生方が意識を変えていくことが大切です。

現在、学校でもさまざまな取組を行っていただいておりますが、本研究会の資料は、次のような内容を目指して作成しました。

- 体罰を行わないようにするためには、何に心がけるとよいかを提案する。
- 児童生徒理解に基づく指導の方法（ほめ方・叱り方など）として心がけるべきことを提案する。
- 文部科学省の通知や「運動部活動での指導のガイドライン」などを踏まえ、部活動における効果的な指導方法の例を紹介する。
- チェックシートやアンケート等を盛り込み、実際に利用できるものとする。
- 校内研修等で活用できる研修方法を紹介する。
- できるだけ視覚に訴えることができる資料にする。

先生方一人一人が、この資料を、児童生徒への指導方法を考える際の一助としていただき、全ての児童生徒が笑顔で学校生活を送ることができるよう、今後も、生徒理解と指導力向上に向けて取り組んでいただくことを期待しています。

平成26年3月

愛知県教育委員会